

4. 富良野市建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程

〔平成6年2月1日〕
訓令第4号

最終改正 平成26年3月6日 訓令第5号

(趣旨)

第1条 市が発注する工事の請負及び関連する業務の委託等の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(指名停止)

第2条 市長は資格者が別表の指名停止基準各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、予算執行者（富良野市財務規則（昭和58年規則第17号）第3条第3号に規定する者。以下同じ。）は指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならないものとし、当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき資格者である下請人があることが明らかになったときは、当該下請人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 資格者が1の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したとき

- は、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍。）の期間とする。
 - (1) 別表の停止要件に係る指名停止の期間満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間を含む。）に別表の停止要件に該当することとなったとき。ただし、次号に該当する場合を除く。
 - (2) 別表第9項から第17項までの指名停止要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第15項までの停止要件に該当することとなったとき。
 - 3 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 市長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
 - 5 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 6 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

（随意契約の相手方等の制限）

第5条 予算執行者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方又は一般競争入札の参加者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第6条 予算執行者は、指名停止の期間中の資格者が市の発注した契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託を承認してはならない。

（指名停止の審査）

第7条 市長は、第2条の規定により指名を停止しようとするときは、指名選考委員会に審議させるものとする。ただし、特にその必要がないと認められるものについては、この限りではない。

(指名停止等の通知)

第8条 市長は、第2条第1項又は第3条各項の規定による指名停止若しくは第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更又は同条第6項の規定による指名停止の解除をしたときは、当該資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に係るものであるときは、必要に応じて当該資格者から改善措置の報告書を提出させるものとする。

(指名停止期間の変更及び指名停止の解除)

第9条 第7条の規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合について準用する。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年3月6日訓令第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前において、富良野市建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程別表の指名停止基準により指名の停止を受けた者については、当該指名停止期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条関係）

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市が発注する工事（業務委託等を含む。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市と締結した請負契約に係る工事（業務委託等を含む。以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定した日から 1月以上6月以内</p>
<p>3 市内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1月以上6月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当り、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上4月以内</p>

<p>8 一般工事の施工に当り、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は、負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上2月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の各号に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む以下「代表役員等」と総称する。）。</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p> <p>(3) 資格者の使用人で前号に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上18月以内</p> <p>6月以上12月以内</p>
<p>10 次の各号に掲げる者が、道内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>11 次の各号に掲げる者が、道外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9月以上18月以内</p>
<p>13 道内において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手</p>	<p>当該認定をした日から 4月以上18月以内</p>

<p>方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>1 4 道外において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合)</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上12月以内</p>
<p>1 5 市発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は訴訟を知った日から 9月以上24月以内</p>
<p>1 6 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は訴訟を知った日から 4月以上24月以内</p>
<p>1 7 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は訴訟を知った日から 2月以上12月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>1 8 市発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は訴訟を知った日から 2月以上9月以内</p>
<p>1 9 前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は訴訟を知った日から 1月以上9月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>2 0 第1項から前項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>2 1 第1項から前項までに掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>